

重要事項説明書

1. 保育園概要

★園名 ルーチェ保育園 南砂

★園長 鈴木 吉枝

★所在地

〒136-0076 東京都江東区南砂 4-18-4 第2 ユタカビル 1.2 階

TEL 03(6666)5501 / FAX 03(3648)8720

Email minamisuna@luce-nursery.com

URL www.luce-nursery.com

★屋外遊戯場

金森公園

〒136-0076 東京都江東区南砂 5-19

★設置主体

株式会社ルーチェ 代表取締役 おおた あきこ 太田 明子

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-4-5 星ビル 4 階

TEL 03-5457-3384 / FAX 03-5457-3361

Email info@luce-nursery.com

★入園定員

(年齢別) 合計 60 名

0 歳児(てんし) 6 名 / 1 歳児(ほし) 10 名 / 2 歳児(にじ) 11 名

3 歳児(つき) 11 名 / 4 歳児(そら) 11 名 / 5 歳児(たいよう) 11 名

入園受け入れ対象・0 歳児(生後 57 日経過)～就学前の乳幼児

★職員数

職種	員数	職務の内容
施設長	1 人	園務をつかさどり、所属職員を監督する
主任	1 人	施設長を助け、他の保育士を統括する
保育士	入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する。 ・満 1 歳未満児の児童 3 人につき 1 人 ・満 1 歳児以上 3 歳児未満の児童 5 人につき 1 人 ・満 3 歳以上 4 歳児未満の児童 20 人につき 1 人 ・満 4 歳以上の園児 30 人につき 1 人 保育士は常勤専従とする	児童の教育・保育に直接従事する
看護師	1 人	児童、職員の健康管理や衛生管理
栄養士	3 人	児童の発達段階に応じた献立を作成する。
調理員	1 人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する
事務	1 人	保育園に関わる事務、金銭管理を行う
保育補助	1 人	保育に関わる業務のサポートを行う
嘱託医	1 人	児童の健康管理・健康診断を行う
嘱託歯科医	1 人	児童の健康管理・歯科検診を行う

※増減する場合があります。

★サービス内容

開園時間 月～土 7:30～18:30

延長保育時間 月～土 18:30～19:30

休日 日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日まで）

- ・18:30以降の保育利用を希望される場合は、『延長保育申込書』の提出が必要となります。
- ・19:30以降のお迎えになった場合は、**超過保育料金**になります。1,500/15分
- ・**土曜日利用をされる方は土曜日利用申請書（保育園提出）が必要となります。**

【登降園打刻について】

登降園時にコドモン(登降園管理システム)での打刻をお願いしております。認定の時間帯を超えた場合には料金が発生いたします。

コドモンの打刻が1分でも超えると料金の発生となります。

※コドモンについては別紙参照

★嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	かしわぎクリニック
院長名	柏木 明
所在地	江東区東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6 街区 102
電話番号	03-3532-6600

(2) 歯科

医療機関の名称	吉野歯科医院
院長名	吉野 並彦 担当医 松本 由佳梨
所在地	江東区亀戸 3-61-21 橋本ビル2階
電話番号	03-3638-6480

★保険等に関する事項

「一般社団法人日本こども育成総合保障制度」について

保育園内外で発生した事故怪我・登降園の通常の経路で起きた事故怪我を保証する保険です。万一の場合に備え、補償が受けられるよう、加入しております。

★苦情申し出窓口

ご利用者の方からの苦情・ご意見ご要望に適切に対応する制度を整え、保育サービスの向上に努めております。

「苦情解決責任者」(園長)、「苦情相談員」(第三者委員)で対応しております。

- ・苦情解決責任者 園長 宮本 園望
- ・苦情受付担当者 主任保育士 鈴木 吉枝
- ・第三者委員 鵜沼^{うぬまかおり}香 ・ 野田^{のだ}友子^{ともこ}

※苦情申立人の個人情報及び相談に関する情報等は、守秘義務及び個人情報保護法により守られ、適正に取り扱われます。(制度案内からの抜粋)

- ・行政窓口 江東区子ども未来部保育課運営指導係

TEL 03(3647)9503

★虐待の防止

①職員の虐待防止のための措置

児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

②家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。(通告義務があります)また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担を軽減します。

★施設概要

乳児室・幼児室・調理室・トイレ・事務、医務室



延床面積 323.45㎡

☆上記を基本としておりますが児童数により変更もございますのでご了承ください。

2. 保育料

★保育料

- 保護者の前年度分所得税額、前年度分住民税額により、江東区の規程に基づき決定されます。
- 給食費につきましては、今年度は江東区が負担しますので、保護者から実費徴収はありません。

★延長保育料

- 月極の延長料金は、区より示された保育料の階層に準じて対応させていただきます。
※延長保育料は、日割り計算を行いませんので、月4日以上利用される方は延長保育申請書を提出して下さい。
- ※延長保育料は、申し込みのあった月（事前申請）からご負担いただきます。利用の廃止及び停止の届け出がない場合には、利用の有無に関わらず納付していただく必要があります。
- ※短時間保育（9時～17時）の方は、保育時間（17時）を過ぎた場合にはスポット利用（¥500）が掛ります。
- ※0歳児クラスの延長保育は対応していません。

★スポット利用料

- ※延長保育の申請がない標準時間保育の方が18時半、短時間保育では17時を過ぎると以下の料金がかかります。
（短時間保育の方は18時半以降利用できません）

●標準時間 500円/15分ごと

18時31分～18時45分・18時46分～19時00分
19時01分～19時15分・19時16分～19時30分

●短時間 500円/15分ごと

17時01分～17時15分・17時16分～17時30分
17時31分～18時00分・18時01分～18時15分・18時16分～18時30分

- スポット保育利用の連絡は、わかった時点で保育園に連絡をしてください。
※**軽食準備がある為、16時までにはご連絡をお願いします。**
- **18:30を過ぎたら自動的にスポット保育になり軽食が提供されますのでご了承ください。**（軽食¥150）
※短時間保育の方は17:00を過ぎたら自動的にスポット利用扱いになります。
- 交通機関の遅延により時間を過ぎた場合は遅延証明を提出してください。
（当日もしくは翌日までに）
- スポット保育枠は一日5名となります。
- 0歳児のスポット保育利用は対応しておりません。

★利用の開始及び在籍中・終了に関する事項等

(1) 各種手続きについて

ア 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出ください。

- ①児童票 ②状況確認書 ③緊急連絡カード
- ④健康保険証・子ども医療費助成受給券コピー提出のお願い
- ⑤同意書（2枚）
- ⑥写真使用の確認について ⑦購入保育用品のご案内
- ⑧児童引き渡しカード ⑨保育時間確認表（月カレンダー）
- ⑩自宅から保育園までの地図
- ⑪アレルギー疾患に関する調査について（新入児童のみ）
- ⑫食品調査表

★土曜保育について

土曜保育について江東区のお知らせです。

土曜保育は、保護者のいずれも就労する場合など、土曜日の保育を利用するご事情がある場合に限り利用することができます。

土曜日利用申請書（保育園提出）が必要になります。

3. 休園について

- 入園月に理由なく1日も保育園に登園しない場合は退園になる事もあります。
- 入園月の翌月以降に、月の初日から2カ月を超えて一日も登園しない場合は退園になることもあります。
- 保育園を休園（利用停止）している場合（手続きが必要）は、月の初日から3カ月を超えて登園しないと退園になることもあります。
- 登園していない期間でも、休園（利用停止）の申請をしていない場合は、保育料が発生します。

4. 休園（利用停止）について

- 病気やけがで月の初日から1カ月を超えて登園できない時は、申請により2カ月を限度として年度内1回限り、保育園を休園（利用停止）することができます。休園（利用停止）期間中の保育料はかかりません。
- * 申請のあった月の翌月から休園（利用停止）期間になりますので、休園（利用停止）希望月の前月末日（月の初日に申請の場合は当月可）までに、申請が必要です。診断書等、登園が出来ないことを証明する書類の添付が必要です。
- * 休園（利用停止）した月は、児童が登園可能な状態になっても、登園することはできません。
- * 1カ月を超えての里帰り出産で2カ月未満の長期欠席等、自己都合で登園しない場合は、休園（利用停止）に該当しません。

5. 転居・勤務先変更・退園について

転居・勤務先変更をされる場合は『届出書』、退園される場合は、『利用解除届』の提出をお願いしています。上記等決まりましたら早目にお知らせください。

退園する月（最終登園日の属する月）の末日までに【利用解除届】の提出がない場合は、翌月の保育料を負担していただくこととなります。

6. 個人情報保護について

個人情報の取り扱いには、細心の注意を払っております。

保護者の方からご提出いただく書類等につきましては、利用目的以外には使用いたしません。

7. 災害時について

安全に保育園生活を送れるよう、日ごろから災害を想定した避難訓練を毎月実施しております。しかし、災害が発生する恐れがある時、または、保育園で安全な保育の確保が困難と予測される場合は、ご家庭での保育をお願いすることがございます。保育時間中の場合には、保護者の方にお引き取りいただけるまで保育園が責任をもってお預かりいたしますが、できる限り早くお迎えをお願いいたします。

★広域避難場所・・・○第一避難場所：南砂町三丁目公園

東京都江東区南砂 3-14

○第二避難場所：第三砂町小学校

東京都江東区南砂 6-3-13

○津波・浸水などの水害時：四丁目住宅

東京都江東区南砂 4-12-10

★緊急時の連絡が速やかに伝わるためにも変更があった場合は、必ずお知らせください。

（住所・電話番号・勤務先・勤務時間・世帯構成などの変更）

★緊急時に保護者の方への連絡手段としてコドモンでお知らせします。入園後登録をお願いいたします。

※別紙参照してください。

★台風、地震等の災害により保育園舎が破損し、開園が難しい状況の場合は、休園、又は、開園時間を遅らせる場合があります。

8. 給食について

- 保育園で調理して提供をします。
- 月末に翌月の献立をお渡しします。
- 離乳食は、個々に応じた対応をします。
- アレルギーがあるお子様に関しましては、東京都福祉保健局発行の『食物アレルギー対応ブック』に沿って除去食にて対応いたします。但し、医師の診断と指導のもと保護者の方と食事対応の相談をさせていただきますので、年に1回医師の証明書を必ず提出してください。
- 給食費（主食費¥2,000 副食費¥5,000）は今年度、江東区で負担します。

9. 保育に際してご理解いただきたいこと

ルーチェ保育園南砂では、子どもの最善の利益を考慮すると共に、乳幼児期が生涯にわたる人格形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、一人一人を尊重した保育をします。

子どもが主役・大人は見守る

子どもの成長に欠かせないことが「遊ぶこと」です。毎日の遊びの中で、様々な経験をしていきます。大人が遊びを教えるのも良いのですが、子ども自身が「身近にあるものを使ってどう遊ぶか」や「どういうルールで遊ぶか」など考えることが大切です。

子どもが遊ぶときには危険が伴うこともあります。子どもは遊ぶことに夢中になってしまいがちです。しかし何でもかんでも「危ないよ」「ダメだよ」と注意するのではなく、大きなケガをしそうなときなど、大人の助けが必要なときに、しっかり手を差し伸べてあげられるように見守ることを大切にしています。

留意いただきたいこと

保育参観や送迎などの時に子ども達の要旨をご覧になったり、保育のことで何かご心配・ご不明な点があったりした場合は、気兼ねなく職員までお知らせください。

園には、特別な配慮を要するお子様もいます。その時の子どもの姿だけを捉えて（生活の一部を切り取って）他の保護者に噂話をしたり、メールを送信するなどして誤解や不安を招いたり、子どもの未完成な部分の話だけでご判断されたりすることのないようお願い致します。

子どもの社会性が育つためには、けんかやトラブルがとても大切な経験だということをご理解ください。なお、保護者の方で著しく当園の保育の妨げになるような行為があったり、他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動が見られたりした場合には、園にて話し合いを持ち、相互理解を図りますが、ご理解いただけなかったり、言動に改善が認められなかった場合には、第三者委員を交えての話し合い、区への報告を行い、協議をさせて頂く場合もあります。

保育中の怪我について

当保育園は、厚生労働省の定める基準や法令を遵守し、大きな事故にならないようにしています。また、定期的な安全点検や園内で起こったケガ等の原因をもとに立てた対策を職員で共有し、安全な環境で安心して思う存分活動してもらえるよう様々な配慮をしています。しかし、子ども達が十分に身体を動かして遊ぶと、転んでもすぐに手が出ないことからぶついたり擦り傷を作ったり、友だちと頭をぶつけてたんこぶを作ったりすることなどが起こりえます。

園では子ども達の主体的な活動を大切にしていますので、園生活に慣れてくると、自分一人であるいは友だちと一緒に様々な場所に行くようになります。子ども達が大きくなった時に大きなケガをしないようになるには、小さなケガをしながら、自分で危険を察知し、回避する（リスクをコントロールする）力を身につけなければなりません。この時期に本来身につけるべき能力を育てるには、そのような経験も必要であることをご理解ください。

なお、保育中のケガについては、受診・通院が必要な場合は園の方で致しますが、送迎中にケガをした場合は誠に申し訳ありませんが、応急手当をした後病院にて治療を受け、翌日以降、集団生活が可能になるまで、保護者の付き添いで通院と休園をお願いします。

既往症や特別な配慮を必要とする場合は、児童票の中にあります健康記録票に記入して下さい。特別な配慮が必要なお子様（食物アレルギー・個別支援が必要）は医師の診断書等の提出をお願いすることがありますが、保育を進めるにあたり必要なものですので提出期限内に提出をお願いします。

